

奈良工業高等専門学校自己点検・評価申合せ

制定 令和2年12月8日

奈良工業高等専門学校点検・評価規程第4条に基づき、意見聴取の方法等について次のとおり申し合わせる。

第1 意見聴取の方法等は、次の実施組織において検討し、アンケート等により実施するものとする。ただし、これにより難しい場合は、校長が判断するものとする。

| | 事項 | 対象 | 実施組織 |
|----|-----------------------------|-----------------------|----------------------|
| 1 | ディプロマポリシーに沿った学力、資質、能力に関すること | 卒業生、修了生、 教員及び外部有識者 | 教務委員会、専攻科委員会及び総務委員会 |
| 2 | アドミッションポリシーに関すること | 在学生、教員 及び外部有識者 | 教務委員会、専攻科委員会及び総務委員会 |
| 3 | 授業に関すること | 在学生及び教員 | 教務委員会、専攻科委員会及び総務委員会 |
| 4 | 入試に関すること | 在学生及び教員 | 入試専門部会、専攻科委員会及び総務委員会 |
| 5 | 生活環境に関すること | 在学生 | 学生委員会 |
| 6 | 教員FDに関すること | 教員 | 総務委員会 |
| 7 | 寮生活に関すること | 寮生 | 寮務委員会 |
| 8 | 情報システムに関すること | 在学生及び教職員 | 教育支援センター |
| 9 | 職場環境・施設に関すること | 教職員 | 総務課 |
| 10 | その他 | その他対象者 | アンケート等実施組織 |

第2 アンケート等を実施する場合、必要に応じ関係組織への協力を求めることができるものとする。

第3 アンケート等を実施した組織は、アンケート等の内容及び分析結果を総務委員会に提出するものとする。総務委員会は分析結果を確認し、校長に報告する。

附 則

この申合せは、令和2年12月8日から施行する。